

答 申 第 1 1 8 号
令和8年9月1日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 熨斗 佑城

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和8年2月27日付け青公委第122号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定個人の死体検案に関する文書についての不開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、開示請求のあった行政文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定をしたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 7 年10月27日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、別紙のとおり、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対し、開示請求された行政文書の存否を答えること自体が、個人の権利利益を侵害することとなり、条例第 7 条第 1 号により不開示とすべき情報を開示することとなるので、当該行政文書の存否を答えることはできないとして、条例第11条第 2 項に基づく不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和 7 年11月12日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、令和 8 年 1 月18日付けで審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消す」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

実施機関は、本件処分の理由について、「条例第7条第1号該当（理由）開示請求された行政文書については、当該行政文書の存否を答えること自体が、個人の権利利益を侵害することとなり、条例第7条第1号により不開示とすべき情報を開示することとなるので、存否を答えることはできません。」としている。

しかしながら、本件処分は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「死因・身元調査法」という。）第10条1項の規定に違反しており、違法である。

(2) 令和8年2月28日付け反論書

ア 審査請求の理由等

(ア) 実施機関は弁明書において、死因・身元調査法第10条第1項に違反して違法であることを理由に、審査請求人が本件審査請求をした旨述べている。しかし、審査請求人は、〇〇労働基準監督署長からの令和〇年〇月〇日付け照会に対し、〇〇警察署長が照会事項のいずれについても回答を差し控える旨同月〇日付けで回答したことについて、違法であると述べているものである。

審査請求人が開示を求めている行政文書は、〇〇労働基準監督署長が照会した平成〇年〇月〇日の死体検案に関する事項及び事故状況調査記録である。

(イ) 審査請求人は、死亡したA（子）の父親である。〇〇警察署長は、〇〇労働基準監督署長の令和〇年〇月〇日付け照会に対し、遺族に対して調査結果等を説明する旨回答している。また、同回答の7行目に、本件の回答内容は、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）第21条の開示義務の除外対象であることから、回答は差し控えるとの記載があるが、審査請求人は当該死亡者の遺族である。

(ウ) 検視官の運用については、検視官要綱（通達甲（税、監、皆）第1号平成13年2月16日制定）で定められている。同要綱では、要綱制定の趣旨について、「近年、自殺や事故を偽装した殺人事件等事件性の認定が困難な事件の発生に加え、脳死した者の身体に対する検視といった新たな業務が生ずるなど、検視業務の困難性、重要性が高まっていることから、適正な検視業務を行うため」としている。

イ 弁明書に対する反論

(ア) 実施機関は、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）第5条に規定する代行検視を行っており、通報を受けて臨場した警察官が、発見現場から遺

体を警察署に運び霊安室に安置した上で、検察官から代行を許可された警察官が、死亡したAの衣服を全て脱がせて遺体の体表を検査し、死因（特に犯罪の疑いの有無）を調査している。代行検視には、医師の立会いが必須とされており、死亡したAについては霊安室において検視（検案）を行ったと述べている。審査請求人は、〇〇労働基準監督署長の令和〇年〇月〇日付け照会に記載されている「事故状況調査記録」の写し、死因・身元調査法第5条第1項の規定による検査の結果等を記載した記録書の提出を求める。

- (イ) 実施機関は、弁明書の第3の2において本件処分の正当性を主張するが、前述のとおり、死亡したAの死体に対し代行検視が行われており、また、検視規則第5条によれば、検視する場合には検視調書を作成し、撮影した写真等とともに検察庁に送付しなければならないのであるから、審査請求人は、検視調書のほか、同規則第6条各号で定める事項について記録した文書について、行政不服審査法第38条第1項に規定する謄写・閲覧請求権に従って、開示、閲覧又は写し等の交付を求めるものである。

ウ 検視規則に基づき作成される文書

- (ア) 検視規則第5条の「刑事訴訟法第229条第2項の規定により変死体について検視する場合においては、医師の立会を求めてこれを行い、すみやかに検察官に、その結果を報告するとともに、検視調書を作成して撮影した写真等とともに送付しなければならない。」との規定に従い作成された、平成〇年〇月〇日付け検視調書を要求する。
- (イ) 検視に当たっては、検視規則第6条第1項各号に掲げる事項（①変死体の氏名、年齢、住所及び性別、②変死体の位置、姿勢並びに創傷その他の変異及び特徴、③衣服、携帯品及び遺留品、④周囲の地形及び事物の状況など）を調査することとなっているので、行政不服審査法第38条第1項に規定する謄写・閲覧請求権により、当該調査の結果を記録した文書の閲覧又は写し等の交付を求める。

(3) 令和8年4月21日付け反論書

ア 実施機関が主張する不開示理由は、以下のいずれにも該当しない。

- (ア) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危険が及ぶおそれがあるもの
- (イ) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長した、誘発するおそれがあるもの
- (ウ) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係があるもの
- (エ) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

イ 実施機関の主張には理由がない。以下は、個人情報保護委員会が設置する個人情報保護法相談ダイヤルに確認済みである。

(ア) 識別性について、個人を特定済みであること。

(イ) 生存する個人に関する情報であること。まず、①識別性について、氏名・性別・生年月日・住所・勤務先といった、それ自体で特定の個人を識別できる情報が個人情報に当たることになる。②ただし、死者に関する情報が、同時に存在する遺族などに関する情報である場合には、その遺族などに関する「個人情報」となる。

ウ 検視規則第6条第1項各号に掲げる調査事項について、以下のとおり疑問等がある。

(ア) 警察官は、検視の要領に欠けた報告を行った。人の死亡を判断、確認し、宣告することは医師しかできないのに、死亡した2日後に医師にメモ用紙を渡して死体検案書に記載させた。

(イ) 現場（室内、浴槽等）の写真撮影がない。審査請求人は、現場の写真の閲覧を求めたが拒否された。

(ウ) 職場の上司らは、どの時点で変死であると判断したのか答弁を求める。

(エ) 死体検案書に記載の死亡推定時刻について、解剖しないで、どのようにして死亡推定時刻を判断したのか問う。

(オ) ○○労働基準監督署と管轄の消防署において、死体の発見確認時刻に相違点があるが、納得の得られる説明がない。

(カ) ○○労働基準監督署の調査官は、業務起因性を認めない判断をし、労働者災害補償保険金を不支給とした。

エ 死因の状況に疑いがあるとして、諮問実施機関に調査を提起したが、開示されずに現在に至っている。

この事件で、遺族である審査請求人の精神的ショックは計り知れないものがあることは明らかであり、このような精神的ショックを癒やすため、全て納得が得られるまでは計り知れない時間を費やすことになる。と同時に、精神的慰謝料の請求となると言わざるを得ない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張する本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の理由

本件開示請求は、特定個人に係る取扱いについて作成された文書の開示を求めるものであると認められ、条例第7条第1号に規定された不開示情報である個人に関

する情報を求めるものとして、条例第10条により、その存否を明らかにせず、原処分を行ったものである。

2 本件処分の正当性について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、開示請求に対して、対象となる行政文書が存在していれば開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことから、行政文書の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定においては、原則として行政文書の存在が前提となっていてところ、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条各号の不開示情報を開示することとなる場合があることから、その場合には、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できること（存否応答拒否）とするものである。

本件開示請求は、特定個人に係る取扱いがあったことを前提とした上で作成された文書の開示を求めるものであるため、開示又は不開示の決定を行った場合には、特定個人に係る取扱いの存否が判明することとなる。

本件開示請求に係る行政文書の存否情報は、条例第7条第1号に規定された個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる上、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないと認められることから、条例第10条により、その存否を明らかにせず不開示とした原処分は正当である。

3 審査請求人の主張に対する意見

審査請求人のその他の主張は、本件処分の決定理由を左右するものではない。

4 結論

以上から、本件処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張は退けられるべきである。

第5 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請

求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件開示請求について

(1) 開示請求書の記載内容

本件開示請求に係る開示請求書には、おおむね、次に掲げる事項が記載されている。

ア 本件開示請求に至る経緯等

- (ア) 審査請求人の子の死体検案に関する状況等について、〇〇労働基準監督署長が令和〇年〇月〇日付けで〇〇警察署長に照会を行ったこと。
- (イ) 〇〇警察署長が、〇〇労働基準監督署長は審査請求人の子の遺族には含まれないとして、(ア)の照会に対し回答を差し控える旨、同月〇日付けで返答したこと。
- (ウ) 審査請求人は、令和〇年〇月〇日に〇〇警察署を訪問し、遺族として、(ア)の照会内容に対する回答を求めたが、面会した担当者からは開示がなかったこと。
- (エ) 〇〇警察署長は、死因・身元調査法第10条第1項の規定により、死体を引き渡した遺族等に対し、その死因その他参考となるべき事項を説明することとされているにもかかわらず、これを履行していないこと。
- (オ) (イ)の結果、審査請求人は、遺族でありながら労働者災害補償保険金の支給を受けることができず多大な損害を被ったこと。

イ 本件開示請求により開示を求める行政文書

- (ア) ア(ア)の照会の対象となった、平成〇年〇月〇日の死体検案に関する事項に係る文書及び「事故状況調査記録」の写し
- (イ) 死体の発見現場の状況を撮影した写真等及び死因の判断理由を記録した文書
- (ウ) 死因・身元調査法第9条の規定による通報を行ったときに作成する通報記録書
- (エ) 検視規則第5条に規定する検視調書及び撮影した写真等
- (オ) 死体を発見した旨の通報をした者の氏名、所属事業場及び連絡先が分かる文書

(2) 本件開示請求の対象となった行政文書

(1)を踏まえると、本件開示請求の対象となった行政文書（以下「本件対象文書」という。）は、審査請求人の子が死体で発見された件に関して、所轄の警察署が当該死体に対し行った調査・検視及び医師による死体検案について記録した文書等であると解される。

このため、本件対象文書は、審査請求人の子の死体に対し、所轄の警察署が調査等を行ったという事実が前提となっていると認められる。

3 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件対象文書の存否を答えること自体が、個人の権利利益を侵害することとなり、条例第7条第1号により不開示とすべき情報を開示することとなるとして、条例第10条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで拒否する決定をしていることから、以下、その妥当性について検討する。

(1) 条例第10条の趣旨

ア 条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨規定している。

イ この場合、例えば、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否するのでは、拒否したこと自体で当該行政文書が存在することが推測されることになる。

ウ したがって、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要である。

(2) 条例第7条第1号該当性について

実施機関は、本件開示請求が、特定の個人に係る取扱いがあったことを前提とした上で作成された文書の開示を求めるものであり、開示又は不開示の決定を行った場合には、特定の個人に係る取扱いの存否が判明することとなり、条例第7条第1号該当する不開示情報を開示することとなる旨主張しているので、当該存否に関する情報の同号該当性について検討する。

ア 条例第7条第1号本文の趣旨

条例第7条第1号本文は、個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めており、同号本文では、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、

特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定し、これらの情報については、原則として不開示とすることとしている。

イ 条例第7条第1号本文該当性

(ア) 2(2)で述べたとおり、本件対象文書は、特定の者(審査請求人の子)の死体に対し、所轄の警察署が調査等を行ったという事実が前提となっている。

このため、本件開示請求に対し、実施機関が本件対象文書の存否について答えた場合には、特定の者の死体に対して所轄の警察署が調査等を行った事実の有無に関する情報(以下「本件存否情報」という。)までもが明らかとなるものと認められる。

本件存否情報は、特定の者の個人に関する情報であって、個人を識別することができるものである。また、条例の解釈運用基準によれば、個人に関する情報の「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれると解されるから、本件存否情報は、条例第7条第1号に該当する。

(イ) なお、本件開示請求は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第1項の規定による自己情報の開示請求ではなく、条例に基づく開示請求であるところ、条例が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認めていることから、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者がいかなる者であるかによって、開示・不開示の判断が左右されることはない。このため、たとえ死者の遺族が、自己に関する情報として開示請求を行ったとしても、特定の個人が識別される情報については、不開示情報として取り扱われることとなる。

ウ 条例第7条第1号ただし書該当性

条例第7条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書イからハまでに該当する情報については、例外的に開示することとする旨規定しているため、本件存否情報が同号ただし書に該当するか検討する。

(ア) 条例第7条第1号ただし書イ該当性

a 条例第7条第1号ただし書イは、同号本文に該当する情報であっても、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を例外的に開示するものとして規定している。

b 個人が死亡した後に当該死体の検視・検案を受けた場合に、当該事実を何人に対しても等しく公にすることを定めた法令等は存在せず、また、本件存否情報が、本件処分の時点で報道等によって公衆が知り得る状態に置かれていたと解すべき事情は認められないから、本件存否情報は、同号ただし書イに該当するとは認められない。

c なお、審査請求人は、当該死者の遺族である旨主張しているが、前述のとおり、開示請求者がいかなる者であるかによって、開示・不開示の判断が左

右されることはないから、たとえ審査請求人が本件存否情報を知り得る立場にあったとしても、当該情報を同号ただし書イの「公にされている情報」と解することにはならない。

(イ) 条例第7条第1号ただし書ロ該当性

- a 条例第7条第1号ただし書ロは、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を例外的に開示するものとして規定している。
- b 本件処分をするに当たり、人の生命、健康、生活又は財産を保護する利益が、特定の者（審査請求人の子）の個人情報を開示しない利益を上回ると認めるに足る事情はうかがわれないから、本件存否情報は、同号ただし書ロに該当するとは認められない。
- c なお、この点、本件開示請求に係る開示請求書には、遺族でありながら労働者災害補償保険金が支給されなかったため、審査請求人が多大な損害を被った旨の記載があるが、前述のとおり、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事実によって開示・不開示の判断が左右されることにはならないから、審査請求人の財産を保護するという事情があるとしても、同号ただし書ロの「人の財産を保護する利益」に該当すると解することにはならない。

(ウ) 条例第7条第1号ただし書ハ該当性

- a 条例第7条第1号ただし書ハは、同号本文に該当する情報であっても、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」を例外的に開示するものとして規定している。
- b 本件存否情報は、公務員等の職務の遂行に係る情報でないことは明らかであるから、同号ただし書ハに該当するとは認められない。

エ 小括

以上から、本件存否情報は、条例第7条第1号本文に該当すると認められる。

(3) 本件開示請求を拒否した決定の妥当性について

以上のとおり、本件対象文書の存否を答えると、条例第7条第1号に該当する不開示情報を開示することになると認められるから、条例第10条に基づき本件開示請求を拒否した実施機関の決定は妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、〇〇警察署長が死因・身元調査法第10条に規定する遺族への死因等

の説明を履行していない等種々主張しているが、当審査会は、実施機関の行った行政文書の開示決定等の妥当性について調査審議する機関であって、特定の個人の死因をめぐる関係機関の対応の是非について判断する立場にはないから、審査請求人のそれらの主張には理由がなく、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上、本件対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した実施機関の決定は妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別紙（開示請求書）

添付省略

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和8年2月27日	・ 諮問実施機関からの諮問書並びに実施機関からの弁明書を受理した。
令和8年3月17日	・ 審査請求人からの反論書を受理した。
令和8年4月24日 (第181回審査会)	・ 審査を行った。
令和8年5月21日	・ 審査請求人からの反論書を受理した。
令和8年5月22日 (第182回審査会)	・ 審査を行った。
令和8年5月26日	・ 諮問実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和8年6月4日	・ 諮問実施機関からの書面を受理した。
令和8年6月26日 (第183回審査会)	・ 審査を行った。
令和8年7月24日 (第184回審査会)	・ 審査を行った。
令和8年8月28日 (第185回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
金子 輝雄	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
洪田 美羽	国立大学法人弘前大学人文社会科学部講師	
奈良 亜希乃	弁護士	会長職務代理者
熨斗 佑城	弁護士	会長

（令和8年9月1日現在）